

工 事 名 : トバヤ橋補修工事

施 工 位 置 : 東村字 宮城 地内

工 期 : 契約締結日の翌日から令和8年11月30日

特 記 仕 様 書

第 1 条 (土木工事等共通仕様書の適用)
本工事の施工に当っては、沖縄県土木建築部制定の「土木工事等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

第 2 条 (特記及び追加事項)
土木工事等共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。

特 記 仕 様 書

東 村

章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 事 項
			適 用	1	本特記仕様書は、上記の施工に適用する。
			一 般 事 項	2 - 1	本工事は、本特記仕様書及び図面にに基づき施工するものとし、本特記仕様書に記載されていない事項は、土木工事等共通仕様書(土木建築部制定)、土木工事施工管理基準(土木建築部監修)及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。 施工は、本特記仕様書、図面を優先し、共通仕様書、施工管理基準、並びにその他の参考図書の順とする。
				2 - 2	請負者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督職員の指示説明を受けなければならない。 なお、監督職員への報告を怠って生じた損害はすべて請負者の負担とする。
			現 場 事 務 所 の 設 置	3 - 1	請負者は、工事現場内又は、現場付近に現場事務所を設置しなければならない。
				3 - 2	事務所内には、本工事の概要、実施工程表、組織表、天気図、その他必要事項を一目で理解出来るよう作成し、掲示すること。

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
			現場事務所の設置	3 - 3	事務所内には、監督職員との連絡が密に取れるよう電話等を設置しなければならない。
			建設工事における事業用自動車の利用について	4	本工事の実施に当たり、ダンプトラック等による工事用資材の運搬を要する場合は、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を十分に行うこと。
			県産品の優先使用について	5	本工事に使用する資材等で県内で産出又は製造され、その規格、品質、価格等が適正である場合は、これを優先して使用するものとする。
			建設リサイクル促進計画について	6	請負者は、工事着手前にあらかじめ、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を監督員に提出しなければならない。 また、工事完成時に実施状況を監督職員に提出しなければならない。(別紙特記仕様書によるものとする。)
			工事カルテ作成、登録	7	請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、

特記仕様書

東 村

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
			生コンクリート	8 - 1	完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 なお、変更時登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。
				8 - 2	JIS認定工場の生コンクリートを使用するものとする。 コンクリート構造物の水セメント比を鉄筋コンクリート=55%以下、無筋コンクリート=60%以下、均しコンクリート=65%以下にしなければならない。 なお、水セメント比を確保できない場合は、強度の規格を上げることにより水セメント比を確保するものとする。 (例：18N/mm ² →21N/mm ²)
				8 - 3	コンクリートの耐久性向上対策については、別紙特記仕様書によるものとする。
			下請業者の地元企業優先活用	9	請負者は、下請契約の相手方を村内企業(主たる営業所を東村内に有するもの)から選定するように努めなければならない。ただし、これにより難いときは、村内企業に代わり北部地域企業、県内企業の順に優先し選定するように努めなければならない。

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
---	---	---	-----	---	------------

		主任技術者及び管理技術者について	10 - 1	<p>本工事において主任技術者又は監理技術者を専任で置かなければならない。</p> <p>次のイ又はロ、ハに掲げる者</p> <p>イ. 技術者検定のうち検定科目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。</p> <p>ロ. 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。</p> <p>ハ. RCCM(技術士部門と同様の建設部門に限る)</p>
			10 - 2	4500万以上を下請契約して工事を施工する場合は、主任技術者に代えて専任の監理技術者を置くものとする。
			10 - 3	上記の監理技術者は、指定建設業「監理技術者資格証」以下「資格者」というの交付を受けた者で、かつ監理技術者講習を受けている者(直接的、かつ恒常的な雇用関係に有る者)でなければならない。

特記仕様書	東 村
--------------	------------

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
				10 - 4	上記の技術管理者は、指定建設業管理技術者資格者証(以下「資格者証」という)の交付を受けた者(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者)でなければならない。
				10 - 5	上記の管理技術者は、資格者証を常に携帯し、発注者から請求が有ったときにはこれを提示しなければならない。
				10 - 6	現場代理人及び主任技術者は入札日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることを雇用保険証で証明し、監督職員の承諾を得ること。

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
			建設機械(バックホウ)	11	本工事の施工に当たり、建設機械(バックホウ)を使用する場合は

		の使用について			標準操作方式に指定された建設機械を使用するよう努めること。
		排出ガス対策型建設機械の使用について	12		<p>本工事において、下記に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真を撮影し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>なお、排出ガス対策型建設機械の使用の有無は設計変更の対照とする。</p>

特記仕様書	東 村
--------------	------------

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項		
					<p>排出ガス対策型建設機械</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> <p>機 種</p> <p>一般工事用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バックホウ ・ トラクタショベル(車輪式) ・ ブルドーザ ・ 発動発電機(可搬式、溶接兼用機含む) ・ 空気圧縮機(可搬式) ・ 油圧ユニット(以下に示す基礎工事機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動を搭載しているもの:油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ ローラ(ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ) ・ ホイールクレーン(ラフテレーンクレーン) </td> </tr> <tr> <td> <p>備 考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 </td> </tr> </table>	<p>機 種</p> <p>一般工事用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バックホウ ・ トラクタショベル(車輪式) ・ ブルドーザ ・ 発動発電機(可搬式、溶接兼用機含む) ・ 空気圧縮機(可搬式) ・ 油圧ユニット(以下に示す基礎工事機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動を搭載しているもの:油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ ローラ(ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ) ・ ホイールクレーン(ラフテレーンクレーン) 	<p>備 考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。
<p>機 種</p> <p>一般工事用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バックホウ ・ トラクタショベル(車輪式) ・ ブルドーザ ・ 発動発電機(可搬式、溶接兼用機含む) ・ 空気圧縮機(可搬式) ・ 油圧ユニット(以下に示す基礎工事機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動を搭載しているもの:油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ ローラ(ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ) ・ ホイールクレーン(ラフテレーンクレーン) 							
<p>備 考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 							

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
			赤土等流出防止対策等、環境対策に	13 - 1	工事の施工に当たり、沖縄県赤土等流出防止条例、水質汚濁防止法及びその他環境保全条例を厳守すること。なお、その対策工

		関する特記事項		法については着手前に現場状況を十分把握し、対策の必要がある工種及びその期間について具体的に検討を行った上で監督職員の承諾を得ること。
			13 - 2	降雨時には「見回り点検表」を作成し、監督員に提出すること。 施設の点検補修を行うこと。 濁水を排出する際は、透視度計を用いて濁水濃度が200ppm以下であることを確認してからポンプアップにより排水すること。 不測の事態により、赤土等の流出が起こった場合、請負者は迅速に何等かの対策を行い監督職員に報告しなければならない。
		残土・産業廃棄物の処理について	13 - 3	残土処理場は請負者が選定し、監督員の承諾を得ること。残土処理場は土砂等が流出し、周辺下流の2次災害が発生しない場所でなければならない。又、下流に水源地がないか、水田等への土砂流出等がないか十分検討すること。又、コンクリート殻、アスファルト殻等の建設廃材を含む場合は、知事の許可を受けた産業廃棄物処理場に処分すること。その際の収集、運搬及び処分は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に準ずることとする。

特記仕様書

東 村

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
			完成図書	14	請負者は、工事竣工に伴い下記のことを監督職員の承諾のもと納品しなければならない。 (1) しゅん工図、出来高図（観音製本）A1版・・・・・・・・ 2部 (2) しゅん工図（観音製本）A3版・・・・・・・・ 2部 (3) 完成データ(工事書類・完成図書・完成図)・・・・・・ 1式 (4) その他監督員が指示するもの。
			工事の進捗状況の報告について	15	請負者は、毎月の工事の進捗状況を月末に監督職員へ報告しなければならない。
			保険関係について	16	建設業退職金共済組合に加入した場合 (1) その掛金収納書を契約後1ヵ月以内に契約者に提出する。 (2) 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」との標識を掲示する。
			目的物引渡後のかしについて	17	請負者は、工事請負契約書に定めるかし担保の期間内に目的物の減失・き損又は枯死等が確認された場合には、担当職員立会のうえ、原因調査及び協議を行い、施工技術等に起因すると認められるときは、指定期間内に請負者の負担において補修を行わなければならない。

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
			工事標識施設の設置について	18	工事を行う場合は、必要な標識を設置するほか工事区間の起終点に下記に示す内容を記載した標示板を設置するものとする。

<p>※色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇を行っています」等の工事内容、工事期間については、青文字、その他の文</p>					

特記仕様書				東 村	
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
					<p>字及び線は黒色、地を白とする。</p> <p>※縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。</p> <p>※工事期間、時間帯については、契約上の工期にとらわれることなく、実際の工事が終了する予定日、工事時間帯等を標示するものとする。</p> <p>※看板表面の素材は、原則として高輝度反射式又は同等以上のものとする。使用しない場合については、主幹課と協議すること。</p> <p>※時間帯は24時間表示とする。</p> <p>※内容に変更がある場合は速やかに主幹課と協議を行うこと。</p>

第 1 条 (建設リサイクルの推進について)

1. 受注者は、本工事で発生する建設廃棄物について、「建設リサイクル法」及び「廃棄物処理法」を遵守し、適正な収集運搬及び処分等を行うこと。
2. 受注者は、下請業者に対して「建設リサイクル法」第12条第2項に基づき告知しなければならない。
3. 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、その計画書に従い建設副産物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再資源化報告書」、「再資源利用実績書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。

特記仕様書

東 村

第 2 条 (適用)

- (1) 本工事の施工に際し、下記のとおり再生資材を使用するものとする。

なお、品質等について事前に監督職員の承諾を得なければならない。

工 種	種 別	再生資材名称	数 量
舗装工	表層	再生密粒度アスファルト混合物	
	基層	再生粗粒度アスファルト混合物	

使用に際して「プラント再生舗装技術指針(社会法人日本道路協会発行)」を遵守するものとする。
なお、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第 3 条 (建設廃棄物の搬出について)

第1項(建設廃棄物の搬出先)

- (1) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)・建設汚泥については工事現場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。

① 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいぐる材を製造している再資源化施設への搬出。

- ② 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設への搬出。
- (2) 本工事における再資源化に要する費用(運搬及び処分費)は、(1)に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費の合計が最も経済的になるものを見込んでおり、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。
- (3) 請負者は、工事請負契約前に建設リサイクル法第13条に基づく書面を作成し、建設廃棄物搬出先等について発注者の確認を得なければならない。

第 4 条 ゆいくる材について

本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。

ゆいくる材の在庫がない等により使用できない場合は、監督員と協議すること。

受注者は、完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出するものとする。

- ・ ゆいくる材利用状況報告書
- ・ ゆいくる材出荷量証明書

特記仕様書

東 村

第 5 条 令和7年度建設副産物実態調査(R6センサス)について

1. 本工事は、令和7年度建設副産物実態調査(R6センサス)における利用量・搬出先調査の対象工事である。
2. 受注者は、以下のいずれかの方法で、「再資源化利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督員の確認を受けた上で、工事完成時まで監督員へデータの登録、提出をするものとする。
 - ①建設副産物情報交換システム(COBRIS)
<http://www.recycle.jacic.or.jp/>
 - ②国土交通省により提供されている建設リサイクル報告のExcel様式(最新版)
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm
3. 本工事は、建設副産物情報交換システム(COBRIS)の登録対象工事である。なお、パソコン環境等の都合により、建設副産物情報交換システム(COBRIS)を利用できない場合は、監督員と協議の上、受注者は前項②を利用することができる。

コンクリート耐久性向上対策特記仕様書

第 1 条 (適用工種)

塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応対策は、下記項目によるものとする。

- (1) 塩化物総量規制は、鉄筋コンクリート構造物(用心鉄筋を含む)を対象とする。
- (2) アルカリ骨材反応は、有筋、無筋に関係なく行うものとする。

第 2 条 (コンクリート中の塩化物総量規制)

前第1条に示す構造物は、次に示す塩化物総量規制を満足するものでなければならない。

- (1) 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材(シース内のグラウトを除く)及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量は、0.6kg/m³(cl-重量)とする。
- (2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウト及びオートクレーブ養生を行う製品における許容塩化物量は、0.3kg/m³以下(cl-重量)とする。
- (3) アルミナセメントを用いる場合、電食の恐れのある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料が無い場合は、0.3kg/m³以下(cl-重量)とする。

特記仕様書

東 村

第 3 条 (塩化物総量の測定)

塩化物総量の測定は、請負者の責任において行うものとし、測定は原則としてコンクリートの打設前(グラウト注入前)に行い、測定器具、測定方法は次によるものとする。

- (1) 測定器は、その性能について(財)国土開発技術研究センターの評価を受けたものを用いる。
- (2) 測定に用いる容器その他の器具は、コンクリート中のアルカリ等に侵されず、又、測定結果に悪影響を及ぼさない材質を有し、塩化物の付着がないように洗浄した後、表面水分を取除いたものを用いる。
- (3) 測定方法

[a] 資料の採取

資料は、JIS1115(固まっていないコンクリートの資料採取方法)に従い必要量を採取するものとする。

[b] 測定

採取した資料は、十分攪拌した後、それぞれ測定に必要な量を採り分ける。(一回の検査に必要な測定回数は3回とし、判定はその平均値で行う。)

[c] コンクリート中の塩化物含有量の計算方法

3回の測定平均値と、示方配合に示された単位水量により、コンクリート中の塩化物含有量を次式を用いて計算する。

$$C_w = K \cdot W_w \cdot X / 100 \quad (\text{kg/cm}^3)$$

C_w : フレッシュコンクリート単位体積当りの塩化物含有量 (kg/cm³,cl-重量換算)

K : 測定器に表示される換算物質の違いを補正する為の係数 (cl-では1.00,Naclでは0.607)

W_w : 示方配合に示された単位水量 (kg/m³)

X : 3回の測定値の平均値 (ブリージング水のcl-又はNacl・換算塩化物濃度(%))

<p>第 4 条 (塩化物の測定回数)</p> <p>塩化物の測定回数は下記によるものとする。</p> <p>(1) コンクリートの打設が午前、午後にまたがる場合は1日につき2回以上(午前・午後)打設前に行うものとする。但し、打設量が少量で、半日で打設が完了する場合は、1回でよい。</p> <p>(2) コンクリートの種類(材料、配合等)や工場が変わる場合は、その都度1回以上の測定を行うものとする。</p> <p>第 5 条 (塩化物の測定結果の判定)</p> <p>塩化物の測定結果の判定は、測定ごとに行うものとし、それぞれの測定における3回の測定の平均値が前第2条に示す塩化物量以下でなければ打設してはならない。</p> <p>第 6 条 (塩化物の測定結果の報告)</p> <p>測定の結果は、別表(コンクリート中の塩分測定表)を取りまとめの上報告しなければならない。又、工事途中においても監督職員より測定結果の提出を求められた時は、直ちに応じなければならない。</p> <p>第 7 条 (アルカリ骨材反応対策)</p> <p>前第1条に示す工種種別はアルカリ骨材反応を抑制するため、次の4つの対策の中のいずれか1つをとらなければならない。なお、使用骨材が変わる場合は、その都度対策を講じなければならない。</p> <p>(1) 安全と認められる骨材の使用</p> <p>骨材のアルカリシリカ反応性試験(科学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。</p>

特 記 仕 様 書	東 村
------------------	------------

<p>(2) 低アルカリ形セメントの使用</p> <p>JISR210ポルトランドセメントに規定された低アルカリ形セメントに適合したセメントを使用する。</p> <p>(3) 抑制効果のある混合セメント等の使用</p> <p>JISR5211高炉セメントに適合する高炉セメント(B種(スラブ混合率50%以上のものが望ましい)またはC種)あるいは、混和剤を混合したセメントでアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。</p> <p>(4) コンクリート中のアルカリ総量の抑制</p> <p>ミルシートに示されたセメントのアルカリ量(Na₂O換算値)×単位セメント量(配合表に示された値)+0.9×cl-(cl-量は塩分測定値kg/m³)+混和剤中のアルカリ量が3.0kg/m³以下にする。</p> <p>防錆剤等使用量の多い混和剤を用いる場合には、上式を用いて計算すればよい。なおAE剤、AE減水剤等のように使用量の少ない混和剤を用いる場合には、簡易的にセメントのアルカリ量だけを考慮して、セメントのアルカリ量×単位セメント量が2.5kg/m³以下であることを確かめればよいものとする。</p> <p>第 8 条 (アルカリ骨材反応対策の報告)</p> <p>前第7条によって決定した対策は、関係書類を添付し監督職員に報告しなければならない。</p> <p>第 9 条 (その他)</p> <p>本対策の適切な施工を確認するため、必要に応じ骨材の抜取り試験を行わせる場合がある。</p> <p>第 10 条 (コンクリート二次製品における塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応対策)</p> <p>本工事に使用するコンクリート二次製品は、塩化物総量規制については製造工場での管理データや製造時の検査表等によって、塩分量が規制値以下であったこと、又、アルカリ骨材対策は、製造業者に前第7条のどの対策によっているかを報告させ、共に適合しているものを使用する。なお、その登録を別表(二次製品<塩化物総量規制・アルカリ骨材対策>記録表)に取りまとめ提出するものとする。</p>

コンクリート中の塩分測定表

工事名 : _____

請負者名 : _____

監督員	主任現場 監督員	現場 監督員

測定者名				測定 番号	測定値 (%)又は 空欄	塩分量 (kg/m3)・
立会者氏名	監督	請負者				
測定年月日	令和 年 月 日	時刻				
工種		種別		1		
コンクリートの種類				2		
コンクリートの製造会社名				3		
混和剤の種類		・当り使用量		計		
セメントの種類				平均 値		
単位水量	kg/m3・					
測定器名						
備考 : 測定結果に対する処置を講じた事項等を記入する						

注) 塩分濃度を(%)で測定した場合は、次式で塩分量をもとめる。

$$\text{塩分量(kg/m3)} = \text{単位水量(kg/m3)} \times \text{測定量} \div 100$$

特記仕様書

東 村

二次製品<塩化物総量規制・アルカリ骨材対策>記録表

令和 年 月 日

製品名	製造者(購入先)名	塩化物総量規制	アルカリ骨材反応対策	備考

工 事 概 要

工 事 名 : トバヤ橋補修工事

施 工 位 置 : 東村字 宮城 地内

工 期 : 令和 8 年 6 月 22 日 ~ 令和 8 年 10 月 30 日

工 事 概 要

伸縮装置取替工	1.0 式
排水装置取替工	1.0 式
橋面防水工	1.0 式
高欄塗装工	1.0 式
下地処理工(橋台)	1.0 式
橋梁附属施設設置工	1.0 式
足場工	1.0 式
伐採工	1.0 式

特 記 仕 様 書

東 村